

利用案内

(令和5年4月1日現在)

1 開館時間

- ・火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
- ・土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
- ・祝日・振替休日 午前10時～午後5時

2 休館日

- ・毎週月曜日（祝日又は振替休日と重なるときは開館し、その翌日が休館）
- ・年末年始 12月29日～1月3日
- ・館内整理日 1月4日（月曜日のときは1月5日）
2月～12月 毎月第2木曜日（祝日と重なるときはその翌日）
- ・特別整理期間 10日間（年1回）

3 閲覧

- ・閲覧室内の資料は、自由に閲覧できます。
- ・収蔵庫内の資料の閲覧を希望される場合は、目録等で必要な資料を検索し、「閲覧申請書」に必要事項を記入の上、受付カウンターに提出してください。
- ・公文書・行政刊行物等は、原本を閲覧できます。
- ・古文書の閲覧は、原本保全のため、原則として複製物（写真版）とします。
- ・研究上の理由等で、古文書原本の閲覧や写真撮影を希望する方は、「特別閲覧・写真撮影等許可申請書」に必要事項を記入の上、提出し、許可を受けてください。
*御希望の日時に対応できないことがありますので、事前にお問い合わせください。
- ・閲覧時は、貴重品・筆記用具以外の所持品をロッカー（無料）に入れてください。
- ・資料は貸出できません。ただし、展示等のため特別に許可する場合があります。

4 複写

- ・資料の複写を希望される方は、「複写承認申請書」に必要事項を記入の上、受付カウンターに提出してください。
- ・破損のおそれがある資料は複写できません。
- ・資料の複写料金は、下記のとおりです。

電子式複写機（白黒のみ）	1枚10円
マイクロリーダープリンター	1枚30円

5 複写物の郵送サービス

- ・下記の申込手順により、複写物を郵送するサービスを行っています。

*申込手順

(1) 複写資料の指定 (申請者→文書館)

メール、電話、FAX 又は郵便で、複写を希望する文書名等をお知らせください。

* 複写箇所の特定のため、事前に御相談ください。

(2) 複写枚数の確認、代金のお知らせ (文書館→申請者)

複写枚数を確認し、複写料金 (1 枚 10 円) 及び送料をお知らせします。

また、「複写承認申請書」をメール、FAX 又は郵便でお送りします。

* 送料は重量によって変動します。

(3) 代金・複写承認申請書の送付 (申請者→文書館)

代金 (複写料金及び送料) は、現金書留又は郵便為替で当館宛てお送りください (切手は不可)。代金送付の際には、文書館からお送りした「複写承認申請書」に必要事項 (氏名・所属・住所・連絡先・使用目的等) を記入の上、同封してください。

宛先 〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38 きのくに志学館内
和歌山県立文書館

(4) 複写物・領収書の送付 (文書館→申請者)

代金と「複写承認申請書」が到着次第、複写物と領収書を送付します。

6 掲載・放映等

- ・当館の収蔵資料の翻刻や写真を出版物・展示・ホームページ等に掲載又は放映する場合は、「翻刻・写真掲載等許可申請書」に必要事項を記入の上、当館へ提出し、許可を受けてください。

* 所有者の許可が必要となる場合がありますので、事前に当館へ御相談ください。

- ・資料の翻刻や写真を掲載する場合は、和歌山県立文書館所蔵又は寄託資料であることを明示してください。
- ・資料の翻刻や写真を出版物に掲載した場合は、当該出版物を2部当館に提供してください。
- ・掲載・放映等によって著作権上の問題が生じた際には、申請者が責任を負うことになります。
- ・「和歌山県歴史資料アーカイブ」で公開している館蔵資料以外の資料画像について、営利目的での二次利用を希望する場合は、当館まで連絡してください。また、非営利の場合でも「和歌山県歴史資料アーカイブ」から転載したものであることを明記してください。

7 ホームページの利用

当館ホームページでは、館の概要、所蔵資料、刊行物、展示紹介、講座案内、各種申請様式等の情報を提供しています。

ホームページからダウンロードが可能な申請様式

- ① 閲覧申請書
- ② 複写承認申請書
- ③ 特別閲覧・写真撮影等許可申請書
- ④ 翻刻・写真掲載等許可申請書



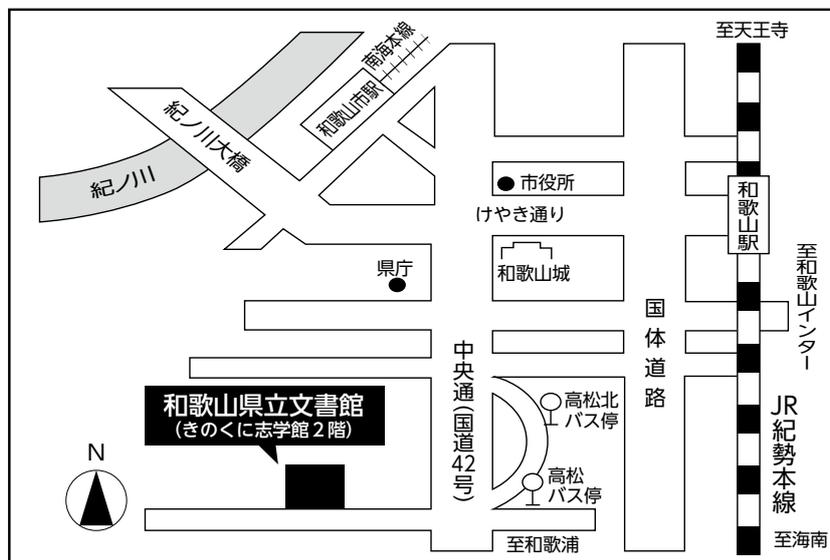
当館ホームページ

* 各種申請については、電子メールによる申請が可能です。

(当館代表メールアドレス e0221011@pref.wakayama.lg.jp)

8 交通案内

- ・所在地 〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38 きのくに志学館2階
- ・公共交通 JR和歌山駅又は南海電鉄和歌山市駅から和歌山バス乗車約20分
高松バス停下車 徒歩約3分
- ・駐車場 77台(うち3台は身体障害者用)
※駐車台数に限りがあるため、できるだけ公共交通機関を御利用ください。



古文書所蔵者のみなさんへ

みなさんのおうちに伝えられてきた古文書は、
とっても貴重なものです。

困ったときは、文書館へ相談してね！

- （例）・古文書の保存方法等が分からないとき
- ・古文書の処分を検討しているとき

〈連絡先〉 TEL 073-436-9540

Mail e0221011@pref.wakayama.lg.jp

